

仙台市農業委員会第 84 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 31 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 16 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔		8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
		13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦		17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 3 人 7 番 菊地 郁夫、12 番 柴田 市郎、16 番 高山 真里子

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

- (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- (5) 第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）
- (6) 第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）
- (7) 第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）
- (8) 第 8 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 4）

5 協 議

- (1) 令和 7 年度業務計画（案）について

6 報 告

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について
- (6) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の返戻について
- (7) 公共工事に伴う農地転用の届出について

- (8) 売渡あっせん希望農地一覧表
- (9) 地域計画策定後の各種申請等の手続きについて
- (10) 事務局職員の任免（異動）について

7 その他

- (1) 会長等報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 令和7年度仙台市農業委員会全体会について
- (4) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理		

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第84回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：副主幹	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、7番 菊地郁夫 委員、12番 柴田市郎 委員、16番 高山真里子 委員から欠席の届けがありました。19人中16人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、4番 阿部康幸 委員、5番 大泉権吾 委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議 長 (赤間会長)	議事に入る前に、あっせん会の結果報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員)	3月11日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。 若林区荒井（藤田の2筆）の農地で、売渡申出人と買受申出人の双方とも本人

長)	が出席しました。あっせん委員は、農業委員から松原菊男委員と鈴木可和委員、農地利用最適化推進委員から遠藤武一推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の報告を終わります。 (午後1時37分)
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、3月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、加藤隆推進委員、庄子智史推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、売買による農業承継が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による新規就農が4件の合計10件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を齋藤清太委員から、番号4番から6番を三浦彰芳委員から、番号7番と8番を庄子みゆき委員から、番号9番と10番を柴田市郎委員からします。番号3番、7番、8番、9番、10番は、口頭報告します。なお、番号9番、10番については柴田市郎委員が本日欠席ですので、私（大泉権吾委員）から報告します。 (書面報告) (10番齋藤清太委員報告) 番号1番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫機はリースにより、家族2人で726aの農地を耕作しております。3月13日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。 番号2番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で652aの農地を耕作しております。3月13日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと

齋藤清太委員
(10 番)

考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大するものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機3台、収穫機1台を所有し、家族4人で401aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。3月14日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(19 番三浦彰芳委員報告)

番号4番は、売買により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で152aの農地を耕作しております。3月8日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で995aの農地を耕作しております。3月10日に今野友善農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継するものです。親から子へ、持分贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族6人で689aの農地を耕作しています。3月15日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

庄子みゆき委員 (13 番)	番号 7 番と 8 番は、譲受人が共通するため、一括して報告します。賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農家の下で 2 年間、有機農法・少量多品目生産の研修を受け、今回農地を借りて新規就農するものです。現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台を所有し、1 人で 114 a の農地に少量多品目生産で野菜を栽培し、産地直売市場や直接販売で販売する計画です。3 月 12 日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。
大泉第一調査 委員会委員長	番号 9 番と 10 番は、譲受人が共通するため、一括して報告します。賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、4 年間農業に携わりながら、農家の下で多品目栽培の研修を受け、今回農地を借りて新規就農するものです。耕うん機 1 台を購入予定で、1 人で 71 a の農地に、多品目生産で野菜を栽培し、産地直売市場や飲食店へ宅配で販売する計画です。3 月 13 日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。
議 長	第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 43 分)
議 長	次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査	第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩

委員会委員長	委員、郷古雅春委員の3名で調査を行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。調査の結果報告は、松原菊男委員から口頭報告をします。
松原菊男委員 (18番)	番号1番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 565 m ² を転用し、隣接で経営している農地への来場者用駐車場(15台)に300 m ² 、通路に255 m ² 、農業用倉庫に10 m ² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、すでに農業用施設として利用していることから、新たに発生する費用はありません。なお、許可を得ないで農業用施設として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。
小野寺潔委員 (番号6番)	申請内容に『来場者用』とありますが、申請人は、今後は観光農園をやっていく方向性なのでしょうか。
松原菊男委員 (番号18番)	そのようです。聞き取り調査では、栽培しているブルーベリーも摘み取り時期がずれるように、何品種か栽培しているとのことでした。
議 長	その他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後1時48分)
議 長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員の3名で調査を行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件、事務所に転用するものが3件の合計4件です。調査の結果報告は、番号1番を相原元浩委員から、番号2番を郷古雅春委員から、番号3番と4番を松原菊男委員からします。番号1番は、口頭報告をします。

相原元浩委員
(3番)

番号1番は、使用貸借権の設定により、農業用施設に転用するものです。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、酪農業者が畑5,815㎡のうち5,490㎡を転用し、牧草置場・作業場に4,461㎡、農業用機械置場に954㎡、車庫・休憩所に75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は既に農業用施設用地として使用していることから新たな費用は発生しません。なお、許可を得ないで農業用施設として使用していたことに対し、申請者から始末書が提出されております。農振農用地区域であることから、農業用施設用地への農振用途区分の変更通知が令和6年11月18日付で出ております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(9番郷古雅春委員報告)

番号2番は、売買により、事務所に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、ソフトウェア開発事業者が田712㎡を転用し、原野を含む事業面積807㎡を事務所に39.77㎡、駐車場(9台)に112.50㎡、庭に296㎡、通路等に358.73㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18番松原菊男委員報告)

番号3番と4番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、事務所に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成さ

れている農地であることから第3種農地と判断しました。申請は、公法人が畑624㎡を転用し、土地改良区事務所に82.59㎡、駐車場（14台）に280㎡、通路等に261.41㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、市街化調整区域での土地改良区事務所の建設については、用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物にあたることから、都市計画法上の許可を要しないことを開発担当課より確認済みです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

（午後1時52分）

議 長

次に、第4号議案 競売に係る買受適格証明願について を上程いたします。
大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第4号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行いました。今回の願出は、耕作目的で競売に参加するものが1件です。調査の結果報告は、私（大泉権吾委員）から口頭報告をします。

番号1番は、耕作目的で、競売に参加するものです。願出人は現在、トラクター4台、耕うん機3台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族2人で139aの農地を耕作するほか、農地所有適格法人の構成員として耕作の事業に従事しています。（願出地には、中間管理事業により農地所有適格法人の転借権が、競売による差押の登記前に設定されているため、当該農地所有適格法人の権利は競落後も存続します。しかし、その構成員が取得しようとするものであることから、この点は農地法第3条第2項第1号に抵触しません。）3月17日に遠藤武一農地利用最

	適化推進委員が、願出地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、承認相当と調査いたしました。
議 長	第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第4号議案 競売に係る買受適格証明願については、承認と決定いたします。 (午後1時55分)
議 長	次に、第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）を上程いたします。 第5号議案については、高橋勝彦委員と阿部康幸委員と私（赤間敬会長）関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	5ページから13ページをご覧ください。 第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）は、令和7年3月28日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で119件、588,440.14㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。
議 長	119件のうち、議事参与の制限に係る案件11件から審議します。最初に、番号5番、11番、24番、74番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。 それでは、私は退席します。 (赤間敬会長退席) (議長交替する)

議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。 赤間敬会長の関連する案件（番号５番、１１番、２４番、７４番）について、ご質問・ご意見等はございませんか。 （質問、意見等なし）
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	質問等がなければ採決します。 赤間敬会長の関連案件４件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	全員挙手と認めます。よって、第５号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式１）の番号５番、１１番、２４番、７４番については、原案のとおり決定します。赤間会長関連の案件が終了しましたので、赤間会長は入室してください。 （赤間敬会長入室）
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	赤間会長関連が終了しましたので、議長を交替します。 （議長交替する）
議 長 （赤間敬会長）	それでは、引き続き審議を再開します。番号４番、１７番、８１番を審議することになります。高橋勝彦委員の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。 （高橋勝彦委員退席）
議 長	高橋勝彦委員の案件（番号４番、１７番、８１番）について、ご質問・ご意見等はございませんか。 （質問、意見等なし）
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 ３件（番号４番、１７番、８１番）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員挙手と認めます。よって、第５号議案 農用地利用集積計画の決定につい

て（農地中間管理事業）（一括方式１）の３件（番号４番、１７番、８１番）については、原案のとおり決定します。高橋勝彦委員の案件が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

（高橋勝彦委員入室）

議 長

次に、番号２０番、４０番、４１番、４８番を審議することにします。阿部康幸委員の案件でありますので、阿部康幸委員は退席していただきます。

（阿部康幸委員退席）

議 長

阿部康幸委員の案件（番号２０番、４０番、４１番、４８番）について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

質問等がなければ採決します。

４件（番号２０番、４０番、４１番、４８番）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第５号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式１）の４件（番号２０番、４０番、４１番、４８番）については、原案のとおり決定します。阿部康幸委員の案件が終了しましたので、阿部康幸委員は入室してください。

（阿部康幸委員入室）

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り１０８件（番号４番、５番、１１番、１７番、２０番、２４番、４０番、４１番、４８番、７４番、８１番の１１件を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

質問等がなければ採決します。１０８件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第５号議案 農用地利用集積計画の決定について

	(農地中間管理事業)(一括方式1)の108件(番号4番、5番、11番、17番、20番、24番、40番、41番、48番、74番、81番の11件を除く)は、原案のとおり決定します。 (午後2時03分)
議 長	次に、第6号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式2)を上程いたします。事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	14ページから16ページをご覧ください。 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式2)は、令和7年3月28日仙台市公告予定分です。総数で13件、40,193㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。
議 長	第6号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第6号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式2)については、原案のとおり決定します。 (午後2時05分)
議 長	次に、第7号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式3)を上程いたします。 第7号議案については、佐々木功治委員と私(赤間敬会長)の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	17ページから21ページをご覧ください。 第7号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式3)は、令和7年3月28日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で54件、421,105㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長	54 件のうち、議事参与の制限に係る案件 2 件から審議します。最初に、番号 4 番を審議することにします。私の案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。 それでは、私は退席します。 (赤間敬会長退席) (議長交替する)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。 赤間敬会長の案件 (番号 4 番) について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	質問等がなければ採決します。 赤間敬会長の案件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	全員挙手と認めます。よって、第 7 号議議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 3) の番号 4 番については、原案のとおり決定します。赤間会長の案件が終了しましたので、赤間会長は入室してください。 (赤間敬会長入室)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	赤間会長の案件が終了しましたので、議長を交替します。 (議長交替する)
議 長 (赤間敬会長)	それでは、引き続き審議を再開します。番号 30 番を審議することにします。佐々木功治委員の案件でありますので、佐々木功治委員は退席していただきます。 (佐々木功治委員退席)
議 長	佐々木功治委員の案件 (番号 30 番) について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 番号 30 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）の番号 30 番については、原案のとおり決定します。佐々木功治委員の案件が終了しましたので、佐々木功治委員は入室してください。
	(佐々木功治委員入室)
議 長	次に、議事参与の制限以外の残り 52 件（番号 4 番、30 番の 2 件を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	質問等がなければ採決します。52 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）の 52 件（番号 4 番、30 番の 2 件を除く）は、原案のとおり決定します。
	(午後 2 時 10 分)
議 長	次に、第 8 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 4）を上程いたします。 第 8 号議案については、熊谷幸夫委員と私（赤間敬会長）の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。
事務局農地係長	22 ページから 26 ページをご覧ください。 第 8 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 4）は、令和 7 年 3 月 28 日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で 57 件、298,276.65 m²です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。
議 長（嶺岸若夫 会長職務代理者）	57 件のうち、議事参与の制限に係る案件 7 件から審議します。最初に、番号 25 番、36 番、37 番、42 番、55 番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。

	それでは、私は退席します。 (赤間敬会長退席) (議長交替する)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。 赤間会長の関連する案件 (番号 25 番、36 番、37 番、42 番、55 番) について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	質問等がなければ採決します。 赤間敬会長の関連案件 5 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	全員挙手と認めます。よって、第 8 号議議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式 4) の 5 件 (番号 25 番、36 番、37 番、42 番、55 番) については、原案のとおり決定します。赤間会長関連の案件が終了しましたので、赤間会長は入室してください。 (赤間敬会長入室)
議 長 (嶺岸若夫 会長職務代理者)	赤間会長関連の案件が終了しましたので、議長を交替します。 (議長交替する)
議 長 (赤間敬会長)	それでは、引き続き審議を再開します。番号 45 番、50 番を審議することにします。熊谷幸夫委員の案件でありますので、熊谷幸夫委員は退席していただきます。 (熊谷幸夫委員退席)
議 長	熊谷幸夫委員の案件 (番号 45 番、50 番) について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がなければ採決します。 番号 45 番、50 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	全員挙手と認めます。よって、第8号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式4）の2件（番号45番、50番）については、原案のとおり決定します。熊谷幸夫委員の案件が終了しましたので、熊谷幸夫委員は入室してください。 （熊谷幸夫委員入室）
議 長	次に、議事参与の制限以外の残り50件（番号25、36、37、42、45、50、55番の7件を除く）について審議することになります。ご質問・ご意見等はございませんか。 （質問、意見等なし）
議 長	質問等がなければ採決します。50件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員挙手と認めます。よって、第8号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式4）の50件（番号25、36、37、42、45、50、55番の7件を除く）は、原案のとおり決定します。 （午後2時16分）
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1)「令和7年度業務計画（案）について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 協議 — (1)「令和7年度業務計画（案）について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 （異議・意見等なし）
議 長	異議がなければ、(1)「令和7年度業務計画（案）について」は、承認といたします。 （午後2時19分）
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、

	一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載のとおり15件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、6ページから8ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）については、9ページに記載のとおり3件ありました。 (5)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について、10ページから11ページに記載のとおり41件ありました。調査委員会において調査委員に非農地と判断していただいております、事務局長決裁により処理しております。(6)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について、12ページに記載のとおり2件ありました。(7)公共工事に伴う農地転用の届出については13ページに記載のとおり1件ありました。(8)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんの成立が1件、新規のあっせん申出が1件、取下げが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(9)「地域計画策定後の各種申請等の手続きについて」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (9)「地域計画策定後の各種申請等の手続きについて」
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(10)「事務局職員の任免（異動）について」を、事務局から報告願います。
事務局副主幹	— 報告 —

議 長	(10)「事務局職員の任免（異動）について」 報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 4 3 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長等報告は、私（赤間 敬 会長）と嶺岸会長職務代理者からいたします。
会 長 嶺岸会長職務 代理者	— その他 — (1)「会長等報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会関係出張等の復命」について、庄子みゆき委員から3月5日開催の「第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウム及び女性の委員のための農業者年金セミナー」の報告をお願いします。
庄子みゆき委員	— その他 — (2)「農業委員会関係出張等の復命」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「令和7年度仙台市農業委員会全体会について」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「令和7年度仙台市農業委員会全体会について」
議 長	ご質問等はございますか。

	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (4)「事務局からの連絡事項について」 1 「雇用就農資金」令和7年度第1回の募集について 2 令和7年4月～5月の予定表 3 他都市農業委員会だより等（仙台農業改良普及センター、千葉市、盛岡市）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：副主幹	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第84回総会を閉会します。
	閉 会 (午後3時31分)